

第2 意思能力（新設 3条の2）

民法第3条の2

法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しないときは、その法律行為は、無効とする。

判例及び学説上争いのない、意思能力を欠く法律行為の無効を明記することになったものである。

なお、意思能力を定義することも検討され、これを事理弁識能力とすることや、法律行為をすることの意味を理解する能力とすること（中間試案）が議論された。しかし、判例自体意思能力を定義しておらず、また意思能力という用語がそれなりに実務で定着していることから、引き続き解釈に委ねるのが相当と判断されたため、定義の立法化は見送られた。